

松江市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

松江市動物の愛護及び管理に関する規則（平成 29 年松江市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(飼養管理等の費用負担)</p> <p>第 11 条 条例第 6 条第 3 項及び県条例第 24 条第 3 項(県条例第 13 条第 1 項の規定による収容に限る。)の規定による飼い主が負担しなければならない費用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 収容された犬、猫等の動物の飼養及び管理に要する費用(収容された日の分を除く。) 1頭、1匹又は 1羽につき 1 日当たり <u>540 円</u></p> <p>(2) 捕獲された犬の返還に要する費用 1頭につき <u>4,200 円</u></p>	<p>(飼養管理等の費用負担)</p> <p>第 11 条 条例第 6 条第 3 項及び県条例第 24 条第 3 項(県条例第 13 条第 1 項の規定による収容に限る。)の規定による飼い主が負担しなければならない費用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 収容された犬、猫等の動物の飼養及び管理に要する費用(収容された日の分を除く。) 1頭、1匹又は 1羽につき 1 日当たり <u>360 円</u></p> <p>(2) 捕獲された犬の返還に要する費用 1頭につき <u>3,500 円</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 11 条第 1 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の飼養及び管理に要する費用について適用し、施行日前の飼養及び管理に要する費用については、なお従前の例による。